		11 1 1.	経	営管理* (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名称			·11. A		(所在地)		
整番	理号	集9-	-1 —		権を設定す	ス杰林	の杰	(氏名	海 次は		祐介		浜松市中央区元城町103-2 (住所又は所在地)		
				所有者			· • フ ホホ	(20)	7(10)	H 143.4					
	-	乙が絹	圣営管3	理権の	設定を受け	ける森	林 (A	()			経営管理権	ATT NV feferents life year the Na	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種		経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市浜 佐町的	名区引	721-1	71~	43	原野	0. 39	スギ ヒノキ	67	2025. 9. 1		○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜 佐町的	名区引	721-1	71^	43-1	原野	0. 12	ヒノキ	27	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。な お、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜: 佐町的	名区引 的場	27-2外2	-1 71~ 43-1 原野 0.1		0.2	ヒノキ	65	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体				
4	浜松市浜: 佐町的	名区引	726-1	71~	17	原野	0. 15	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6												理に配慮するものとする。	/ ₄ C	<i>'</i> 4 <i>C</i>	
7												○ 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	林(<i>A</i>	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(B	Σ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町的場	721-1	71^	43	原野	0.39	スギ ヒノキ	67					
2	浜松市浜名区引 佐町的場	721-1	71~	43-1	原野	0. 12	ヒノキ	27					
3	浜松市浜名区引 佐町的場	727-2外	71~	29	原野	0.2	ヒノキ	65					
4	浜松市浜名区引 佐町的場	726-1	71~	17	原野	0. 15	スギ ヒノキ	62					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に	同音す	ろ										
				市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	
	権利を	と設定す	る森材	水の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

較		<u> </u>	経常	営管理株 乙)	権の設定を	受ける	市町村	(名称		公市長 中野	·祐介		(所在地) 浜松市中央区元城町103-2		
整番	理号	集9-	2 経常	営管理権	管理権を設定する森林の森林 者(甲) ² 権の設定を受ける森林(A				名又は		PHZI		(住所又は所在地)		
		乙が糸		, , , ,		ける森	蘇林(A)			to No fate and the				
番号			地番 林班 小班 地目 面 ha 556-4 71へ 44 原野 0.					現況	現況林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市浜 佐町6	名区引 勺場	556-4	71~	44	原野	0. 19	ヒノキ	50	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜 佐町6	名区引 勺場	556-4	71~	47-1	原野	0.03	ヒノキ	47	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜 佐町的	名区引 勺場	556-4	71~	47-2	原野	0.12	ヒノキ	49	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4	浜松市浜 佐町6	名区引 勺場	726-3	71~	27	原野	0.13	スギ ヒノキ	70	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5	浜松市浜 佐町的	名区引 分場 72	26-2外1	71~	17	原野	0.52	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6												理に配慮するものとする。	74 (/4 C	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙力	³ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	.)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	2)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町的場	556-4	71^	44	原野	0. 19	ヒノキ	50					
2	浜松市浜名区引 佐町的場	556-4	71~	47-1	原野	0.03	ヒノキ	47					
3	浜松市浜名区引 佐町的場	556-4	71~	47-2	原野	0. 12	ヒノキ	49					
4	浜松市浜名区引 佐町的場	726-3	71~	27	原野	0. 13	スギ ヒノキ	70					
5	浜松市浜名区引 佐町的場	726-2外1	71~	17	原野	0.52	スギ ヒノキ	62					
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に	ア 同音す	ス		•								<u> </u>
				市町村	(乙)				住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

-) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

所(同上)

住

(3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7)森林への立入り等
 - ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
 - ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

		77.7	红岩	冷田村	権の設定を	三川ス	丰町	(名利	j;)				(所在地)		
敕	珊		村(Eい成化を	文りる	111 ш1	(474)		松市長の中野	·祐介		浜松市中央区元城町103-2		
整番	理号	集9-3			権を設定す	· の杰	(氏名	又は		<u>Р</u> Р Д Л		(住所又は所在地)			
				有者		る株件	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(1707)	1/10	TH 1/17			(上///入18///上地/		
		ア,が経覚	学理	!権のi	設定を受け	けろ森	林 (A	()							
			1 P - 1.	.IE · > F	<i></i>	17 97/1		-/		A 経営管理権	経営管理権 の存続期間	経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ	乙が甲にDを	
番号	司氏	在 地	播	林班	人工厂	ᄪ	面積	現況	現況	性声音性性の始期	(終期)	て行われる経営管理	る場合において甲に支払われるべき	期、相手方及	備考
留万	ולו	1土 坦		怀班	E 小班 地目 面積 ha				林齢	, , , , , ,	(B)	の内容(C)	金銭 (D) の額の算定方法	び方法	
-	浜松市浜	A E 31		na				スギ			2年	○ 乙は、存続期間中に			
1	浜松市浜 佐町fi	72	6-5	71^	27	原野	0.05	とノキ	70	2025. 9. 1		間伐(環境伐)を1回実			
2												施するものとする。な			
												お、施業の実施にあたっ ては、浜松市が参加する			
3												FSC森林認証取得団体			
4												「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、			
												持続可能な森林経営・管 理に配慮するものとす	なし	なし	
6												る。			
7												○ 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のた			
0												め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで			
1 .	1											行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	()		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町的場	726-5	71^	27	原野	0.05	スギ ヒノキ	70					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)	住	所(同上)	浜松市長	中野祐介	町
権利を設定する森林の森林所有者(甲)	住	所(同上)			印

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

		<u> </u>			権の設定を	受ける	市町	(名称			-1.1. A		(所在地)		
整番	理号	集9-4	-	(乙)	を設定す	- 7 木 ++	· の本	(氏を	浜 る又は		祐介		浜松市中央区元城町103-2 (住所又は所在地)		
				雪官埋的 所有者		の林竹	W / 林	(14)	J // (&/	11/11/1			(江//)人(み//)江上山/		
		乙が経'	営管理	里権の	設定を受	ける森	林(<i>A</i>	()			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	·所	在 均	也番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市浜 佐町的		36-4	71^	17	原野	0.02	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2												施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3												ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4												「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、持続可能な森林経営・管			
6												理に配慮するものとする。	なし	なし	
7															
8												○ 乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた			
9												め、年1回の森林の巡視 を行うものとし、当該巡			
10												視は林道からの目視に よって判断できる限りで			
10												行う。			

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	Σ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町的場	636-4	71~	17	原野	0.02	スギ ヒノキ	62					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 浜松市長	: 中野祐介		印	\rceil
	権利を	と設定す	うな森林	木の森林所	有者	(甲)			住所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

		71 T 7	経済		権の設定を	·受ける	市町	(名利			-1.1. A		(所在地)		
整番	理号	集9-	-5 —	(乙)	を設定す	て本材	· の本	(氏を	海辺は2		祐介		浜松市中央区元城町103-2 (住所又は所在地)		
				雪百垤r 所有者			· V ノ 木木	(17)	7/15	H 1979					
		乙が紅	圣営管理	理権の	設定を受	ける森	林(A	<u>(</u>)			経営管理権	ATT NV behavior like the site of	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市浜 佐町/		725-1	53~	3	山林	1. 63	ヒノキ	66	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2												施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3				1 53~ 3 山林 1.0								ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4												「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、持続可能な森林経営・管			
6												理に配慮するものとする。	なし	なし	
7												-			
8												○ 乙は、火災、病虫害 及び気象害の予防のた			
9												め、年1回の森林の巡視 を行うものとし、当該巡			
10												視は林道からの目視に よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町川名	725-1	53~	3	山林	1. 63	ヒノキ	66					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
		設定を	·受ける	市町村(住 所(同上) 浜松市長	: 中野祐介		印	
	権利を	:設定す	る森林	*の森林所	有者	(甲)			住 所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

整	理	Æ,	村	営管理村 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名利		松市長 中野	祐介		(所在地) 浜松市中央区元城町103-2		
整番	理号	集9	経	営管理 所有者	を設定す	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が			設定を受け	ける森	林(A	L)			経営管理権		 木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	で存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市浜 佐町%		507	29と	5	山林	0. 27	スギ ヒノキ	44	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜 佐町%	名区引 守宿	508	295	4	山林	0.1	スギ ヒノキ	43	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜 佐町%	名区引 守宿	509	295	5	山林	0. 22	スギ ヒノキ	44	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4	浜松市浜 佐町糸		507	295	6	山林	0. 11	スギ ヒノキ	44	2025. 9. 1		「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5	浜松市浜 佐町糸		509	295	7	山林	0. 19	スギ ヒノキ	44	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6	浜松市浜 佐町約		523-5	29 Ŋ	5	山林	0. 11	スギ ヒノキ	43	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	理に配慮するものとする。	/ ₄ U	74 U	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8										_		及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管	理権の	設定を受	ける森	林 (/	4)		経営管理権を設定する	5森林の甲以外の権原者(E	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町狩宿	507	29と	5	山林	0. 27	スギ ヒノキ	44					
2	浜松市浜名区引 佐町狩宿	508	295	4	山林	0. 1	スギ ヒノキ	43					
3	浜松市浜名区引 佐町狩宿	509	295	5	山林	0. 22	スギ ヒノキ	44					
4	浜松市浜名区引 佐町狩宿	507	295	6	山林	0. 11	スギ ヒノキ	44					
5	浜松市浜名区引 佐町狩宿	509	295	7	山林	0. 19	スギ ヒノキ	44					
6	浜松市浜名区引 佐町狩宿	523-5	29 Ŋ	5	山林	0. 11	スギ ヒノキ	43					
7													
8													
9													
10													
Г	この計画に	一 同音す	· ス		_	_	_						7
	「この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)								住 所(同上) 浜松市長	長 中野祐介		印	
	権利を	権利を設定する森林の森林所有者(甲)							住所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに すること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

整番	理号	集9	村	営管理村 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名称		松市長 中野	祐介		(所在地) 浜松市中央区元城町103-2		
番	号	朱9	経	経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲) 管理権の設定を受ける森林				(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が			ける森	林(A	.)			経営管理権	ACT NV belowitt he had the N	 木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種		経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市浜 佐町約		523-1	29 b	2	山林	0.09	スギ ヒノキ	74	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜 佐町約	名区引 守宿	523-1	29 Ŋ	3	山林	0. 13	ヒノキ	72	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜 佐町約	名区引 守宿	523-1	29 Ŋ	6	山林	0. 17	スギ	43	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4	浜松市浜 佐町約		523-1	29 <i>ŋ</i>	9	山林	0. 38	スギ	43	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6												理に配慮するものとす る。	74.0	,, 0	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管	理権の	設定を受	ける森	林(<i>A</i>	<u>(</u>)		経営管理権を設定する	る森林の甲以外の権原者(E	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町狩宿	523-1	29 Ŋ	2	山林	0.09	スギ ヒノキ	74					
2	浜松市浜名区引 佐町狩宿	523-1	29 Ŋ	3	山林	0. 13	ヒノキ	72					
3	浜松市浜名区引 佐町狩宿	523-1	29 Ŋ	6	山林	0. 17	スギ	43					
4	浜松市浜名区引 佐町狩宿	523-1	29 Ŋ	9	山林	0.38	スギ	43					
5													
6													
7													
8													
9													
10													
Г	この計画に	- 同音字	· ス										7
Ì	この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)								住 所(同上) 浜松市長	長 中野祐介		印	
	権利を	権利を設定する森林の森林所有者(甲)							住所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

整	理	# 0	村	営管理村 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名称		松市長の中野	祐介		(所在地) 浜松市中央区元城町103-2		
整番	理号	集9	経	経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲) 管理権の設定を受ける森林				(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が				ける森	林(A	()			経営管理権		 木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番 林班 小班 地目 面和 ha			面積 ha	現況 樹種		経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法		備考	
1	浜松市浜 佐町奥	名区引 製山	1052-34	20~	11	山林	0. 62	ヒノキ	56	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜: 佐町奥	名区引.	1806-452	24は	58	山林	0. 34	ヒノキ	35	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。なお、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜 佐町奥	名区引 . 製山	1737-387	25ろ	34-2	山林	0. 19	ヒノキ	35	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4	浜松市浜 佐町奥	名区引 . 製山	1737-487	25は	16	山林	0.7	ヒノキ	63	2025. 9. 1		「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5	浜松市浜: 佐町名		44-1	31は	9	山林	0. 13	ヒノキ	35	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6	浜松市浜: 佐町名		44-1	31は	10	山林	0. 16	ヒノキ	56	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	理に配慮するものとする。	/ ₄ C	/4 C	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	<i>Y</i>)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(E	2)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町奥山	1052-34	20~	11	山林	0.62	ヒノキ	56					
2	浜松市浜名区引 佐町奥山	1806-452	24は	58	山林	0.34	ヒノキ	35					
3	浜松市浜名区引 佐町奥山	1737-387	25ろ	34-2	山林	0. 19	ヒノキ	35					
4	浜松市浜名区引 佐町奥山	1737-487	25は	16	山林	0.7	ヒノキ	63					
5	浜松市浜名区引 佐町谷沢	44-1	31は	9	山林	0. 13	ヒノキ	35					
6	浜松市浜名区引 佐町谷沢	44-1	31は	10	山林	0. 16	ヒノキ	56					
7													
8													
9													
10													
	この計画に 権利の			市町村((乙)				住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	1

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

所(同上)

住

- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

敷	理	·	経行	営管理 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名利		松市長の中野	· 祐介		(所在地) 浜松市中央区元城町103-2		
整番	理号	集9-	経行		権を設定す	る森林	の森	(氏名	召又は		PHZI		(住所又は所在地)		
-		→		所有者 四45.00				`							
-	I	<u> </u>	全宮官は	理権の	設定を受け	ける槑	· 体(A	L)		経営管理権	経営管理権 の存続期間	│ │ 経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		(終期) (B)	て行われる経営管理 の内容(C)	る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法		備考
1	浜松市浜: 佐町渋	名区引	2420	103な	1	原野	0. 91	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1		○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜: 佐町渋	名区引 划川	2420	103な	1-1	原野	0.85	ヒノキ	28	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。な お、施業の実施にあたっ			
3	浜松市浜: 佐町渋	名区引 划川	2420	103な	1-2	原野	0. 25	スギ	37	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4	浜松市浜: 佐町渋		2420	103な	1-3	原野	0.09		62	2025. 9. 1		「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5	浜松市浜: 佐町渋	名区引	2420	103~	8	原野	0.41		73	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6												理に配慮するものとする。	/4 C	74 U	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のた め、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管	理権の	設定を受	ける森	林(<i>A</i>	Y)		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(B	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町渋川	2420	103な	1	原野	0. 91	スギ ヒノキ	62					
2	浜松市浜名区引 佐町渋川	2420	103な	1-1	原野	0.85	ヒノキ	28					
3	浜松市浜名区引 佐町渋川	2420	103な	1-2	原野	0. 25	スギ	37					
4	浜松市浜名区引 佐町渋川	2420	103な	1-3	原野	0.09	<i>ヸ</i> ゛ ヒノキ	62					
5	浜松市浜名区引 佐町渋川	2420	103つ	8	原野	0.41	<i>ヸ</i> ゛ ヒノキ	73					
6													
7													
8													
9													
10													
	この計画に同意する。						-						7
	権利の設定を受ける市町村(乙)								住 所(同上) 浜松市長	中野祐介		印	
	権利を	設定す	る森林	への森林所	有者	(甲)			住所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

	,, ,,	44 1. 7													
				営管理権 (乙)	権の設定を	受ける	市町	(名利			·+1. ^		(所在地)		
整番	理号	集9-10	们	(८)					海	松市長 中野	祐介		浜松市中央区元城町103-2		
番	号	** 3 10	経営	営管理権	権を設定す	る森林	の森	(氏名	公又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林凡	所有者	(甲)										
		乙が経常	営管理	里権の	設定を受	ける森	林(<i>A</i>	Y)			経営管理権	ACT NV forte with 16th year the No.	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	計所	在 地	也番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	浜松市派 佐町西	名区引 i黒田 375	5-11	41 <i>l</i> E	28	原野	0.34	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1		○ 乙は、存続期間中に 間伐(環境伐)を1回実			
2	浜松市浜 佐町西	名区引 i黒田 38	30-2	41 <i>l</i> E	28-1	原野	0. 51	スギ ヒノキ	62	2025. 9. 1	2年 (2027. 8. 31)	施するものとする。な お、施業の実施にあたっ			
3												ては、浜松市が参加する FSC森林認証取得団体			
4												「天竜林材業振興協議 会」の「FM認証グループ			
5												マニュアル」を遵守し、 持続可能な森林経営・管	なし	なし	
6												理に配慮するものとする。	/4 C	74.0	
7												〇 乙は、火災、病虫害			
8												及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視			
9												を行うものとし、当該巡 視は林道からの目視に			
10												よって判断できる限りで 行う。			

	乙が	経営管理	理権の	設定を受	ける森	:林(A	()		経営管理権を設定する	森林の甲以外の権原者(B	Ξ)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	浜松市浜名区引 佐町西黒田	375-11	41 <i>l</i> E	28	原野	0.34	スギ ヒノキ	62					
2	浜松市浜名区引 佐町西黒田	380-2	41 <i>l</i> E	28-1	原野	0.51	スギ ヒノキ	62					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	「この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙)								住所(同上)が紙松市長	中野祐介		印	7
	権利を設定する森林の森林所有者(甲)								住 所(同上)			印	

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐(環境伐)を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り等

- ① 乙は、(1)、(8)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせることができる。
- ② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申し出かある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他